

令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託（入札番号25号）について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号）第4に規定する建設業関連業務の委託に係る競争入札参加資格を有する土木関係建設コンサルタント及び地質調査業務事業者であること。
- (3) 建設関連業務委託の競争入札参加者の土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務事業者の総合点数がいずれも300点以上の者であること。
- (4) 本業務を行うに当たり次のア～イのすべての資格者を有する者であること。
 - ア 一般社団法人海洋調査協会会員であり同協会が認定する港湾海洋調査士資格
 - イ 技術士法（昭和58年（1983年）4月27日法律第25号）に基づく技術士（「応用理学部門（地質）」及び「総合技術監理部門（応用理学 - 地質）」の資格並びに「建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）」及び「総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋）」の資格
- (5) 本業務を行うに当たり平成26年4月1日以降に次のア～エのすべての実績を有する者であること。
 - ア 陸域及び海域における地盤調査を行い、地質評価を実施
 - イ 海域における地盤調査では磁気及び音波による海底探査、海上ボーリング調査を実施
 - ウ 水文調査を実施
 - エ 三次元地質モデルの作成
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく、「河川・砂防及び海岸・海洋」部門の登録を受けていること。
- (7) 静岡県の建設関連業務の委託に係る入札参加資格停止基準による入札参加停止期間の者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 次のア～キのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
この場合において、当該契約書案、仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
 - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第3号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和6年7月17日開札（入札）〔令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託〕の入札書在中」と記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うも

のとする。

7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

9 競争入札参加者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、10(1)イの期日までにウに定める提出書類一式を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

10 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出先 郵便番号 426-0083
所在地 藤枝市谷稲葉232番地の1
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
電話番号 054-625-9121

イ 提出期限 令和6年7月5日（金）午後4時

ウ 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - (イ) 静岡県の建設業関連業務（業種：建設コンサルタント又は地質調査）に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - (ロ) 2(4)ア、イ及び(6)の資格を有する書類の写し
 - (ハ) 2(5)のアからエすべての実績が分かる契約書等の写し
 - (ニ) 契約実績申告書（様式第5号）
 - (ホ) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）※電子契約を希望する場合
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年7月10日（水）までに通知する。

11 その他

- (1) 契約書案及び入札に関する質疑、確認等は、様式第4号質問票により令和6年7月5日（金）午後4時までにファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話及び持参による照会には応じない。

照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142

電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp

- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。
- (4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託
- (2) 業務概要 沿岸部海域地質関係文献収集業務
- (3) 業務期間 契約日から令和7年2月14日まで
- (4) 契約締結日 落札日から起算して7日以内

2 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時並びに執行場所
日 時 令和6年7月17日（水）午後2時00分
場 所 静岡県環境衛生科学研究所 4階会議室
- (2) 本業務委託に関する照会先
郵便番号 426-0083
所在地 藤枝市谷稲葉232番地の1
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
電話番号 054-625-9121

入札参加資格確認申請書

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、入札説明書2(3)から(6)までのすべてに該当する者であること、入札説明書2(7)から(9)アからキまでのいずれにも該当する者でないこと並びに入札説明書10(1)ウで指定された添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和6年6月28日
- 2 契約名称 令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託

様式第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

入 札 書

入札番号 第25号

件 名 令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託

上記の委託について、「令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(税抜き)

令和6年7月17日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札者	住 所	印
	商号又は名称	
	氏 名	
	代 理 人	印
	氏 名	

入 札 書 記載例

入札番号 第25号

件 名 令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託

上記の委託について、「令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

¥マークを記入									
入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥								

(税抜き)

令和6年7月17日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

	委任の場合、押印は不要です
入 札 者	住 所 静岡県〇〇区〇〇町1-2-3 商号又は名称 株式会社 静 岡 氏 名 代表取締役 駿河 一郎 印
代 理 人	氏 名 静 岡 太 郎 印

※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です

委任状

代理人の印

私は、 _____ を代理人と定め、下記事項を処理する
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における
令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託の入札について

委任期日 令和6年7月17日

令和6年7月17日

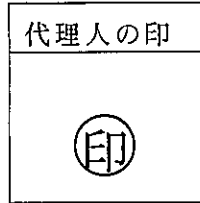
住 所

(委任者) 商号又は名称

印

委任状 記載例

私は、静岡太郎
一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記事項を処理する

記

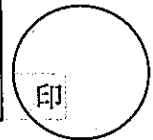
委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における
令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託の入札について

委任期日 令和6年7月17日

令和6年7月17日

住 所
(委任者) 商号又は名称

静岡市〇〇区〇〇町1-2-3
株式会社 静岡
代表取締役 駿河 一郎



質 問 票

令和 3 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名 印

業務名 令和 6 年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託

表 題	
質問事項	

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

契約実績申告書 兼 誓約書

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の1または2のいずれかを丸囲みしてください。

1 実績がない

過去2か年における国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績はありませんが、落札した時は、契約日までに契約保証金（契約金額の10/100以上）を払い込み、業務を誠実に履行することを誓約します。

2 契約実績がある

過去2か年において、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績は以下のとおりであり、これらをすべて誠実に履行したことを申告します。また、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

契約相手方	契約名	契約期間	契約金額
		年 月 日から 年 月 日まで	円
		年 月 日から 年 月 日まで	円
		年 月 日から 年 月 日まで	円

※契約内容を表に記載すること

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

電子契約サービスを利用して、静岡県と電子契約を締結することに同意します。

なお、電子契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

契約締結権限者利用メールアドレス _____

※留意事項

- ・フリーメールのアドレスは指定しないでください。
- ・指定したメールアドレスに変更があった場合は、再度本様式による提出をお願いします。

発行責任者	職氏名	
担 当 者	所属・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、今回の委託業務について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第4条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、公告で告知した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第6条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第7条 開札は、入札説明書に記載した開札場所において行う。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、入札説明書に示した条件を満たした者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第8条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札

箱へ投函すること。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第14条 契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この規定は、随意契約について準用する。

令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日から令和7年2月14日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、委託業務終了後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の一時中止又は変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (7) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- 3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書の提出）

第9条 乙は、この契約の締結後10日以内（静岡県の休日をも定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）に委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務実績報告書の提出）

第11条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書を委託業務が終了した日から10日以内あるいは令和7年2月14日のいずれか早い期日までに甲に提出し承認を受けなければならない。

（委託費の処理）

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認

める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(守秘義務)

第13条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

第14条 委託業務で得た全ての成果品及び委託業務に伴い作成された記録等の権利は、甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第16条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1
静岡県環境衛生科学研究所
所長 横井 志伸

(乙)

令和6年度沿岸部海域地質関係文献収集業務委託仕様書

1 業務目的

これまで富士山から駿河湾にかけての地下水海底湧出機構を明らかにしてきたが、沿岸部の地下水流動に対する断層の影響の度合いが不明であった。これは断層が富士川河口域に分布しており軟弱な堆積物から構成される第四紀層を対象としたためと考えられた。そこで、相対的に古い地層を対象とした地下水流動とそれに対する断層等の地質構造の影響について、陸・海の各種探査によって検証する必要がある。

今回は、新第三紀層（由比周辺）および先新第三紀層（静清～大井川～天竜川など）の水文環境や水理地質を対象（海域含む）とした調査・研究に関する文献・資料を収集し、レビューを作成し、収集した文献・資料により庵原山地周辺から駿河湾にかけての三次元地質構造モデルを作成し地下水海底湧出機構を推定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 新第三紀層など地質関係文献収集

新第三紀層（主に由比周辺）および先新第三紀層（主に静清～大井川～天竜川など）の地質、断層、透水係数など水文環境や水理地質を対象（海域含む）とした調査・研究などに関する文献・資料を収集し、レビューを作成する。また、研究主体者名、発行年、発行機関、調査法・探査法（機器の種類など）・解析法（解析プログラムなど）、結果概要などを一覧表に整理する。

(2) 沿岸部地質文献など整理による三次元地質構造モデル作成

今回収集した沿岸部地質データや資料を基に三次元地質構造モデルを作成する（海域含む）。なお、作成対象範囲を図1に示した。

3 業務仕様

(1) 新第三紀層など地質関係文献収集

ア 計画準備

文献・資料を収集に必要な資料を収集するとともに、収集に関係する機関等に対する説明など必要な準備を行なう。

イ 調査・収集・レビュー

1) 調査・収集の対象とする内容は以下のとおりとする。なお、調査対象とする学会誌などについては、事前に静岡県環境衛生科学研究所（以下、環衛研とする。）職員の承諾を得るものとする。

ア) 水文環境に関する研究・調査（海域含む）

イ) 水理地質に関する研究・調査（海域含む）

2) 調査・収集の対象とする文献数は50件程度以上とし、前項ア)～イ)について下記の表のとおりとする。

	新第三紀層	先新第三紀層
ア)	10件程度以上	5件程度以上
イ)	10件程度以上	5件程度以上

3) 収集した資料を基にレビューを作成する。

(2) 沿岸部地質文献など整理による三次元地質構造モデル作成

ア 沿岸部三次元地質モデル作成

今回収集した沿岸部地質データや資料を基に三次元地質構造モデルを作成する（海域含む）。なお、モデル境界は図1に示す範囲内で監督員と十分に協議し決定する。

イ 沿岸部三次元地質モデルのデータ出力

沿岸部三次元地質モデルデータの出力フォーマットは、丁国DHI社FEFLOW FMH3（地下水流動解析ソフト）で読み込める形式、Dtransu-3D・EL（地下水流動解析フリーソフト）形式の節点座標と要素、および米国Esri社ArcGIS（地理情報システムソフト）で読み込める形式とする。

4 成果物

(1) 調査・分析データの取扱い

調査・分析データは検証可能な形式で整理・記録・保存・提出すること。

(2) 報告書の作成

報告書等の作成にあたっては、環衛研職員と十分に協議すること。

(3) 成果品

報告書電子版はWord ファイル形式とし、ほか画像データ等のファイル形式については事前協議により決定した電子成果品2部とし、ほか下記のを納入する。

・報告書（A4判を標準とする） 2部

5 その他

(1) 関係機関との調整

本業務を実施するに当たり、必要な許認可手続、調整を行うものとする。

(2) 協議

業務着手時1回、中間報告1回、成果報告時1回の計3回行う。

(3) その他

この業務において疑義が生じた場合は、環衛研職員と協議のうえ速やかな解決を図

ること。

以上

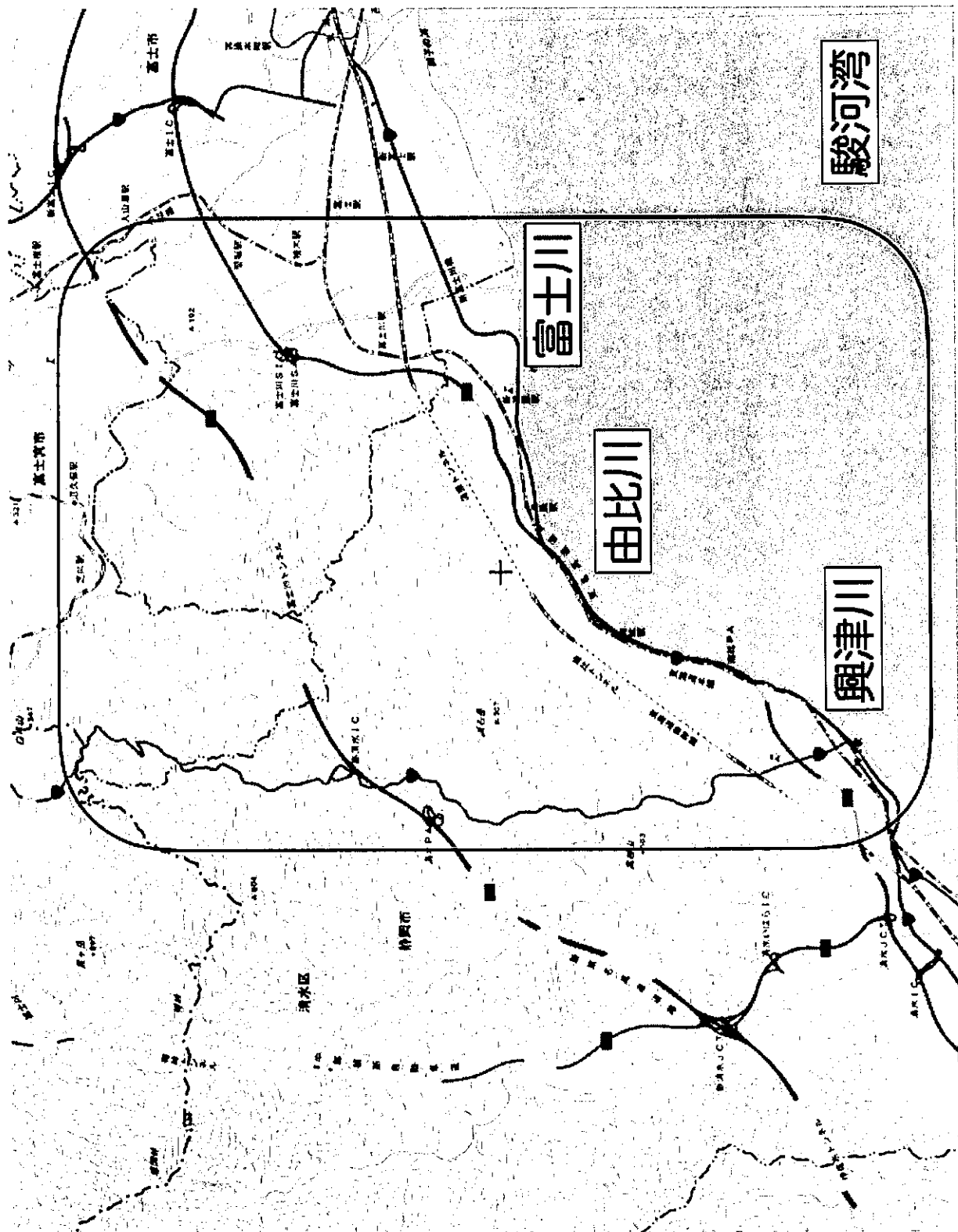


図1 対象範囲 (四角で囲んだ範囲)